

仕 様 書

1. 件 名 旅費システム保守
2. 数 量 1式
3. 目 的 量子科学技術研究開発機構 (QST) では、令和 8 年 4 月 1 日より、MAJOR FLOW Z (パナソニックネットソリューションズ製) をカスタマイズしたものを使用し、旅費請求・計算業務を実施している。本件は、旅費システムの円滑な運用のためにソフトウェアの維持管理を行うとともに、必要な情報等を入手し、旅費システムを常に最良の状態に保つことを目的とする。
4. 納品場所 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 第 1 研究棟 1 階 職員課
5. 期 間 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日
6. 業務内容

	業務	内容
01	ヘルプデスク	本システムの操作方法やトラブル等について、当機構の本システム管理者 (以下、システム管理者とする) からの問い合わせに対応すること。 対応時間は、原則として月～金曜日 (祝日及び年末年始 (12/29～1/3) を除く) 8:30～17:00 とする。ただし、緊急性に応じて上記時間外も対応すること。
02	OS 及びミドルウェアのアップデート対応	修正プログラムやサービスパックなどがリリースされ、その導入によって本システムに重大な影響があると判断される場合には、システム管理者に報告すること。また、その対応にあたっては、システム管理者と協議の上、実施すること。
03	定期報告	問い合わせ対応、障害対応などの記録を書面に整理し、3ヶ月に 1 回以上、システム管理者へメールで報告すること。

7. 検 査 業務完了後に業務完了報告書を提出することとし、当機構職員の確認を以て、検査合格とする
8. システム管理者 本件のシステム管理者は量子科学技術研究開発機構 人事部職員課とする。
9. その他
 - ① 受注者は、QST の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
 - ② 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
 - ③ 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
 - ④ 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、QST が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。

- ⑤ 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- ⑥ 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに **QST** 担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- ⑦ 受注者は、**QST** から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を **QST** からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- ⑧ 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、**QST** の許可無く **QST** 外部に持ち出してはならない。
- ⑨ 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- ⑩ 本件で作成された著作物（マニュアル、コンピュータプログラム等）の所有権は、**QST** に帰属するものとする。
- ⑪ 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を **QST** に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、**QST** に対しすべての責任を負うこと。
- ⑫ 作業の中で協議が生じた場合は、別途協議の上決定する。

以上

選定理由書

1. 件名	旅費システム保守
2. 選定事業者名	東芝デジタルエンジニアリング株式会社
3. 目的・概要等	出張等の事前申請及び事後精算に用いている旅費システムに関して、円滑な運用のためにソフトウェアの維持管理を行うとともに、必要な情報を入手し、旅費システムを常に最良の状態に保つことを目的とする。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第29条第1項第1号ワ (電算システムのプログラムの改良又は保守であつて、互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるとき、または、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき)
5. 選定理由	旅費システムは、パナソニックネットソリューションズ株式会社製の「MajorFlow」を東芝デジタルエンジニアリング株式会社がカスタマイズしたものであるが、本業務を実施するために必要となるカスタマイズ部分のソースコード等の資料、データ、図面、製品等の営業上、技術上その他業務上の情報は、東芝デジタルエンジニアリング株式会社に帰属しており、それらの情報は東芝デジタルエンジニアリング株式会社とパナソニックネットソリューションズ株式会社との秘密保持契約により他社には開示していない。そのため、東芝デジタルエンジニアリング株式会社以外では、本業務を請け負うことは不可能である。 以上のことから、東芝デジタルエンジニアリング株式会社を随意契約の相手方として選定する。